

敦賀市庁舎広告付き案内板及びデジタルサイネージ設置事業公募型プロポーザル 質問回答書

No.	質問事項	内容	回答
1	設置場所図に記載の設置任意箇所について	床置き（可動式）デジタルサイネージ55インチ（縦置き）2台のうち1台について、現在設置されている1階北側ガラス面から1階南東玄関風除室に移動しているが、移動は必須であるか。また、移動の経緯は。	<p>現在設置している庁舎北側ガラス面の床置きデジタルサイネージ1台分について、今回の仕様書では、より多くの方の目に入るよう、南東玄関風除室へ移動させております。</p> <p>ただし、設置任意箇所ですので、自主提案として別の設置箇所をご提示いただいてかまいません。</p>
2	広告付き案内板設置事業仕様書の6番項の（1）について	市役所庁舎各階案内図について、地図枠とは独立している案内板別枠での表示は可能か。	<p>仕様書5－（3）にありますが、案内板は地図枠及び広告枠での構成となりますので、独立させることはできません。</p> <p>地図枠の中におけるレイアウトは自由です。</p>
3	募集要項の8番項について	設置場所を補足説明するための図面資料（仕様書に添付の設置場所図と類似する資料）は、枚数には含めない認識で良いか。	<p>提案内容を補足するための図表ですので、枚数に含めない認識でかまいません。</p>
4	広告付きデジタルサイネージ設置事業仕様書の6番項の（4）について	行政情報の作成件数は年間何件程度が見込まれるか。また、今後の増減の見込みがあるか	<p>年間約110件を見込んでおります。 （実績 R6:111件、R5:88件、R4:111件） 大幅な増減の見込みはありません。</p>